

(参考)

信書便制度について

平成15年4月1日より「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）が施行され、これまで郵便によってのみ送達が可能であった信書（手紙、見積書、請求書等）について、信書便法の許可を受けた民間事業者も送達することができるようになりました。

特定信書便事業とは

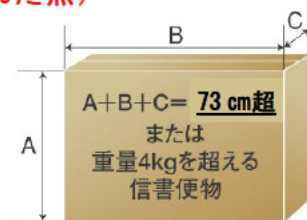
次に掲げる特定信書便役務のいずれかを行うものです。

（※及び下線は、H28年12月の法改正により変更された点）

1 大型信書便サービス（1号役務）※

長さ・幅・厚さの合計が73 cmを超え、または重量が4 kgを超える信書便物を送達する役務

- ・本庁と支庁間の文書等配送便
- ・貨物と信書の同時送達 など



2 急送サービス（2号役務）

信書便が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務

- ・バイク便を利用した急送サービス など



3 高付加価値サービス（3号役務）※

料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務

- ・メッセージカードの配達サービス
- ・遠距離への急送サービス など



800円を超える料金

信書便事業の許可を得た事業者及び日本郵便株式会社以外の者が他人の信書を送達することは法律により禁じられています。また、信書便事業の許可を得た事業者及び日本郵便株式会社以外の者に信書を差し出すことも法律により禁じられています。

総務省沖縄総合通信事務所では、信書便の制度に関する説明会の開催や、新しく信書便事業に参入する場合の申請手続に関する相談への対応など、積極的に民間事業者の参入を促進するとともに信書便の活用による利用者の利便向上に努めています。